

令和 2 年 (2020) 3 月 2 日
全 員 協 議 会 室

市議会全員協議会

〔報 告〕

1. 新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について（第二報）（防災安全部）
（防 1）

新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について（第二報）

1. 新型コロナウイルスに関連した感染症の発生状況

(政府「新型コロナウイルス感染症対策本部」会議資料から 2月26日18時時点)

国等	患者数	うち死亡者
中華人民共和国	78,064人	2,715人
日 本	186人	3人
クルーズ船 (ダイヤモンド・プリンセス号)	705人	4人
その他の国 (39の国・地域)	2,072人	43人

発生都道府県：北海道、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、石川県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、徳島県、福岡県、熊本県、沖縄県

2. 国の対応状況

(1) 新型コロナウイルス感染症対策本部の設置 (1月30日)

(2) 指定感染症、検疫感染症の指定 (2月1日)

- ・指定により、患者に対する入院措置や公費による適切な医療の提供、医師による迅速な届出による患者の把握、患者発生時の積極的疫学調査 (接触者調査) や検疫時の質問、診察、検査、消毒等が可能となる。

(3) 検査対象者の拡大

(4) 国民への情報提供、注意喚起

(5) 出入国管理及び難民認定法による日本への上陸拒否

- ・14日以内に湖北省又は浙江省に滞在歴のある外国人と湖北省又は浙江省で発行されたパスポートを所持する外国人について入国を拒否
- ・大韓^{テグ}国大邱^{けいしょうほくどうチョンドぐん}広域市及び慶尚北道清道郡に滞在歴のある外国人を対象に追加 (2月27日～)

(6) 中国への渡航に関する感染症危険情報レベルの引上げ

- ・レベル3「渡航中止勧告」：湖北省及び浙江省温州市
- ・レベル2「不要不急の渡航を中止」：上記以外の中国全土、韓国大邱広域市及び慶尚北道清道郡(2月25日)、イラン全土 (2月26日)

(7) 武漢市からの帰国チャーター便の派遣 (5回)

(8) クルーズ船 (ダイヤモンド・プリンセス号) の検疫実施

(9) 緊急対応策の決定 参考資料1

- ①帰国者等への支援、②国内感染対策の強化、③水際対策の強化、④影響を受ける産業等への緊急対応、⑤国際連携の強化等

(10) 専門家会議の開催

- ・医学的な見地から助言等を行うため、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議を開催
- ・第1回(2月16日)「相談や受診すべき目安」
- ・第2回(2月19日)

- ・第3回(2月24日)「これからの1～2週間は、急速な拡大に進むか、収束できるかの瀬戸際となる」
- (11) 学校、保育所、介護施設、障がい福祉サービス提供事業所等における対応策を通知 (2月18日)
 - ・学校について、児童、生徒及び学生に発熱等風邪の症状がみられた場合、無理をせずに自宅で療養するよう指導すること。
 - ・保育所及び福祉施設について、新型コロナウイルス感染症に罹患した子ども、利用者等の届け出を受けた都道府県等は、施設の認可権者及び所在市町村に連絡し、情報共有する。
 - ・都道府県は、公衆衛生対策上の観点からの休園・休業の必要性について判断し、当該施設に休園・休業の要請をする。
- (12) 経済団体への要請 (2月21日)
 - ・労働者が発熱などの風邪の症状が見られる際に、休みやすい環境の整備
 - ・労働者が安心して休むことができるよう収入に配慮した病気休暇制度の整備
 - ・感染リスクを減らす観点からテレワークや時差出勤の積極的な活用の促進
- (13) 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の決定 (2月25日) 参考資料2
- (14) 「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」(2月26日)
 - ・多数の方が集まるような全国的なスポーツ、文化イベント等については、大規模な感染リスクがあることを勘案し、今後2週間は、中止、延期又は規模縮小等の対応を要請する。
- (15) 全国の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の臨時休校 (3月2日から春休みまで) を要請 (2月27日)

3. 県の対応状況

- (1) 危機管理本部
 - ・危機管理対策本部の設置 (1月30日)
- (2) 県民への情報提供、注意喚起
- (3) 県民、医療機関からの相談窓口の設置 (健康推進課、県内7保健所)
 - ・相談件数 419件 (2月25日現在)
- (4) 中小企業からの相談窓口の設置
- (5) 第一種及び第二種感染症指定医療機関での治療体制の整備 (県内8箇所)
- (6) 帰国者・接触者相談センターの設置 (県内7保健所)

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」に相談

 - ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。(解熱剤を飲み続けなければならないときを含む)
 - ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

※高齢者や基礎疾患等のある方は、上記の状態が2日程度続く場合

 - ・相談件数 178件 (2月25日現在)
- (7) 帰国者・接触者外来の設置 (県内18箇所)

帰国者・接触者相談センターで相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」を紹介

 - ・外来受診件数 14件 (2月25日現在)
 - ・検査件数 11件 (2月25日現在)
- (8) 関係団体等への情報提供、注意喚起

市町村、教育委員会、学校、医師会、医療機関、福祉施設、宿泊施設等
- (9) 社会福祉施設・福祉サービス事業所等向け相談窓口の開設 (2月20日～)
 - ・相談件数 3件

(10) 備蓄マスク配布方針を公表

- ・吉林省及び寧夏回族自治区 20,000 枚
- ・保健所、帰国者・接触者外来用 120,000 枚
- ・窓口、相談業務等に従事する職員用 90,000 枚
- ・県立学校用 25,000 枚

4. 市の対応状況

(1) 警戒本部の設置

- ・新型コロナウイルス感染症警戒本部の設置（1月30日）
 - ①県等関係機関と連携して情報収集
 - ②ホームページ等による市民等への情報提供、注意喚起
 - ③国県からの通知に伴う必要な対応
- ・第2回新型コロナウイルス感染症警戒本部会議（2月21日）
 - ①発生段階別の行動計画について
 - ②市備蓄マスクの供給について
- ・第3回新型コロナウイルス感染症警戒本部会議（2月28日）
 - ①市内の小中学校における対応について
 - ②スポーツ・文化イベント等の中止等の判断について（2月28日～3月15日）
 - ③公共施設のキャンセルへの対応について（2月28日～3月15日）

(2) 国、県等からの情報収集

(3) 市民への情報提供、注意喚起

- ①市ホームページ内に専用ページの開設
- ②感染予防等周知ポスターの庁舎への掲示、チラシの窓口への配置

(4) 市民、中小企業からの相談対応

- ①健康増進課：感染予防、病症に関するもの
- ②商工振興課：商工団体、企業からの経営に関するもの
- ③防災安全課：その他の問い合わせ

(5) 関係団体等への情報提供、注意喚起

- ①教育施設及び児童施設
- ②福祉施設
- ③文化、スポーツ、観光等公共施設等

(6) 庁舎及び公共施設における感染予防対策

- ①本庁、行政センター、上下水道局等
 - ・本庁、行政センター、上下水道局等出入口にアルコール消毒液を設置、感染予防等周知ポスターを掲示
- ②総合医療センター
 - ・出入口にアルコール消毒液を設置、職員はマスク着用（継続）
- ③消防本部
 - ・新型コロナウイルス感染が疑われる救急患者の搬送について職員に周知
- ④教育施設及び児童施設
 - ・手洗い、咳エチケットなどの予防対応を小中学校、幼稚園、保育所等に周知
- ⑤その他公共施設
 - ・多数の来場者がある施設（斎場、図書館、科学館、博物館等）の出入口にアルコール消毒液を設置

(7) 友好都市への支援

- ・漢中市へマスク 3 万枚送付 (2 月 27 日)

(8) 市備蓄マスクの供給について

【基本的な考え方】

- ①国内発生期 (県内未発生) においては、市内の医療従事者の感染及び医療機関での感染拡大並びに福祉施設における介護職員の感染及び福祉施設での感染拡大を防止するため、必要となる数量を供給する。
- ②県内発生期以降においては、市における行政機能を維持するとともに、公共機関及び公共交通機関等における感染及び感染拡大を防止するため、必要となる数量を供給する。

(9) 学校運営対応方針を市内小中学校に通知 (2 月 28 日)

- ・当面、通常どおりの学校運営を行う
- ・学校運営上の配慮事項、児童生徒及び保護者への指導等について

(10) 公共施設のキャンセルへの対応について

- ・新型コロナウイルス感染防止を理由として、イベント等の主催者が施設利用のキャンセルをした場合、使用料を求めないこととする。(2 月 28 日～3 月 15 日の使用)

(11) 市主催のスポーツ・文化イベントの中止・延期・縮小について

当面の対応として、2 月 28 日 (金) から 3 月 15 日 (日) までの間、下記を目安に個別に中止等の判断をする。

【県内未発生期】 参加者が概ね 1 0 0 人以上かつ県外参加者が概ね 1 割以上のもの

【県内発生期】 参加者が概ね 3 0 人以上で不要不急のもの

【市内発生期】 不要不急のもの

※施設 不特定数の者が集まる直営及び指定管理の施設の休館
(市民生活に大きな支障、不利益を与えるものを除く)

※参考 中止となった主なイベント(2 月 28 日現在)

- 3 月 1 日 ・第 3 9 回出雲くにびきマラソン大会 (中止)
・出雲フェスティバル 2020 「輝け、出雲の音楽～吹奏楽・合唱フェスティバル」 (中止)
- 8 日 ・第 5 回だがしの日イベント i n 出雲大社 (延期: 4 月中旬以降)
・出雲市合併 1 5 周年記念出雲の春音楽祭 2 0 2 0 (中止)
- 1 3 日 ・NHK ラジオ「上方演芸会」公開録音 (中止)
- 2 0 日 ・第 5 回 J R 旧大社駅ウォーク (中止)
・清酒・日本酒発祥の地 日本酒交流フェスタ i n 出雲 (中止)

5. 市内の状況

(1) 公共交通機関の対応 (J R、一畑電車、空港、バス、タクシー)

- ・事業者により、乗務員のマスク着用、事務所へのアルコール消毒液設置、車内除菌等が実施されている。

(2) 観光客、観光施設への影響

①観光入込 (出雲観光協会への聞き取り)

- ・観光入込については、団体旅行のガイド予約が 3 月以降ほぼキャンセルになるほか、日御碕灯台の観覧中止 (2 月 28 日～3 月 15 日)。各種イベントの中止などで入込は減になると思われる。今後の状況にもよるが、春季の旅行を控える動きもあり、当分の間、観光入込は停滞する可能性があるかと懸念している。

②宿泊施設（外国人観光客・ビジネス客の利用が多い主な市内宿泊施設への聞き取り）

- ・新型コロナウイルス発生に伴う訪日団体旅行客のキャンセルについては、米子空港の上海便・香港便や境港クルーズ船の中止を受け、出雲で予定していた団体宿泊や団体食事はほぼキャンセルとなった。今後も、米子・境港の空路・海路については、当分の間回復が見込めないことから、出雲市における外国人観光客の周遊、宿泊は減少すると思われる。
- ・米子空港【上海便】の運休（R2. 2. 11～4. 21）、【香港便】の運休（R2. 2. 18～3. 28）

③出雲市観光施設

（道の駅・わかあゆの里・木綿街道交流館・キララコテージ・マリントラソ出雲・ひかわ美人の湯への聞き取り）

- ・現時点ではほぼ影響はない状況。今後、主要施設に影響が出れば連動することが懸念される。

（3）経済産業界への影響

- ・ドラッグストア等小売店では、マスクやアルコール消毒液が入荷できていない。
- ・小売業では、中国からの一部商品の仕入れの鈍化により売上への影響が出ている事業者がある。
- ・飲食・サービス業では、3月・4月の宴会、宿泊のキャンセルが発生している。宿泊については5月の大型連休に向けての予約申込みが低調で、今後も旅行・外出の自粛が続くと影響が大きいと不安視している事業者がある。
- ・製造業では、中国からの資材が入りにくくなっており、一部企業では部品調達ができないため、生産量を減らしているところもある。また、現在は在庫でまかなえているが、この状況が今後も長引けば、国内資材への切替えを行うことも検討している事業者もある。一方、全国的にこのような中国から国内への調達の切替えの動きがあり、部品等の受注量が増えて生産が追いつかないとする事業者もある。

（4）大学、高等学校、専門学校等の対応

- ・市内の2つの大学では、既に学生は春休み期間に入っているため、特段休校の措置はない。卒業式の規模縮小などを検討中。
- ・県立の高等学校及び特別支援学校は県内で新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合にできる限り速やかに臨時休校の措置をとることとする。出雲北陵高校は、3月2日の卒業式の規模縮小を決定。3日以降の1・2年生及び中学生については今後決定し通知する。出雲西高校は2日の卒業式を1日に変更して行い、規模を縮小する。2日以降の対応については、検討中。
- ・専門学校では、トリニティカレッジ出雲医療福祉専門学校が3月3日から休校、16日の卒業式も中止。コアカレッジ出雲は3月2日から春休みのため、休校措置はなし。13日の卒業式は、来賓なしで行う。出雲医療看護専門学校は現段階で休校とせず、今後の状況で判断する。10日の卒業式は、規模を縮小して実施する調整をしている。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策

1. 基本方針

- 何より国民の命と健康を守ることを最優先に必要な対策は躊躇なく実行するとの方針のもと、与党等の提言も踏まえ、当面緊急に措置すべき対応策をとりまとめた。このため、今年度予算の着実な執行に加え、第一弾として予備費103億円を講じることにより、総額153億円の対応策を実行する。
- 今後も、事態の状況変化を見極めながら、政府一丸となって、予備費も活用して、国内感染対策、水際対策、また、観光業への対策等、緊急閣下として、順次施策を講じていく。

2. 緊急対応策 (主なもの)

(1) 帰国者等への支援

◆ 帰国者等の健康管理、感染拡大防止のための支援

- 政府チャーター機による帰国者等及びクルーズ船ダイヤモンド・プリンセスの乗員・乗客の生活支援・健康管理に万全を期すための支援物資の配布等
- 国の要請等に基づき、受入れに協力いただいた民間企業等に対する対応



船内の患者を病院へ搬送する様子

◆ 帰国者等の円滑な社会復帰等のための支援

- 国民への正確な情報提供
 - PCR検査、健康診断等
- 邦人の安全確保のための支援

(2) 国内感染対策の強化

◆ 病原体等の迅速な検査体制の強化等

- 国立感染症研究所への多量検体検査システム等の緊急整備
- 全国の地方衛生研究所の検査体制拡充支援
- 新型コロナウイルス感染症の検査法の開発



PCR検査

◆ 感染症指定医療機関等の治療体制・機能の強化

- 国立国際医療研究センター等の治療法開発の加速化
- 帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者相談センターの設置支援
- 検査キット、抗ウイルス薬、ワクチン等の研究開発の促進
 - 簡易診断キット、抗ウイルス薬、ワクチン等の開発に早急に着手
 - 民間企業とも協力しつつ、予防・診断・治療法の開発につながる技術の確立
 - 感染症流行対策イノベーション連合への拠出を通じたワクチンの早期開発支援

◆ マスク、医薬品等の迅速かつ円滑な供給体制の確保

(3) 水際対策の強化

◆ 全国の検疫所等の検査体制・機能の強化

- 地方出入国在留管理局と検疫所との連携強化による厳格な上陸審査
- 検疫官の応援等の体制強化等による検査体制の強化
- 航空会社や旅客船事業者等に対する協力要請

◆ 健康フォローアップセンターの体制整備による検疫機能の充実

- 健康フォローアップセンターを中心とした自治体との連携、情報共有等の必要な体制の緊急整備



通訳を介した上陸審査の様子

◆ 入国管理の更なる強化

- 出入国管理及び難民認定法に基づく上陸拒否の対象となる地域、旅客船の包括指定による機動的な対応

(4) 影響を受ける産業等への緊急対応

◆ 国民及び外国人旅行者への迅速かつ正確な情報提供と風評対策

- JNTOによる訪日外国人旅行者に対する正確な情報発信
- 厚生労働省電話相談窓口(コールセンター)の設置
- 宿泊事業者、観光協会等に対する適切な情報提供等

◆ 観光業等の中小企業・小規模事業者対策等

- 日本政策金融公庫等500億円の緊急貸付・保証枠を確保し、公庫等による貸付や信用保証協会によるセーフティネット保証により資金繰り支援
- 中小企業生産性革命推進事業等により、サブプライチエーンの設備等に対応するための設備投資等を行う事業者を優先的に支援

◆ 雇用対策

- 雇用調整助成金の要件緩和

(5) 国際連携の強化等

◆ 感染症対策に係る国際支援

- 分離したウイルスを研究開発用に無償供与
- アジア各国等への医療資機材等の供与、検査体制の充実への貢献
- 各国地域の連携による国際的な感染動向の把握
- NPOなどによる国際貢献の支援

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

令和2年2月25日

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1. 現在の状況と基本方針の趣旨

新型コロナウイルス感染症については、これまで水際での対策を講じてきているが、ここに来て国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模患者クラスター（集団）が把握されている状態になった。しかし、現時点では、まだ大規模な感染拡大が認められている地域があるわけではない。

感染の流行を早期に終息させるためには、クラスター（集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを防止することが極めて重要であり、徹底した対策を講じていくべきである。また、こうした感染拡大防止策により、患者の増加のスピードを可能な限り抑制することは、今後の国内での流行を抑える上で、重要な意味を持つ。

あわせて、この時期は、今後、国内で患者数が大幅に増えた時に備え、重症者対策を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整える準備期間にも当たる。

このような新型コロナウイルスをめぐる現在の状況を的確に把握し、国や地方自治体、医療関係者、事業者、そして国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策を更に進めていくため、現在講じている対策と、今後の状況の進展を見据えて講じていくべき対策を現時点で整理し、基本方針として総合的にお示ししていくものである。

まさに今が、今後の国内での健康被害を最小限に抑える上で、極めて重要な時期である。国民の皆様に対しては、2. で示す新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえ、感染の不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することや感染しやすい環境に行くことを避けていただくようお願いする。また、手洗い、咳エチケット等を徹底し、風邪症状があれば、外出を控えていただき、やむを得ず、外出される場合にはマスクを着用していただくよう、お願いする。

2. 新型コロナウイルス感染症について現時点で把握している事実

- 一般的な状況における感染経路は飛沫感染、接触感染であり、空気感染は起きていないと考えられる。閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大させるリスクがある。
- 感染力は事例によって様々である。一部に、特定の人から多くの人に感染が拡大したと疑われる事例がある。
一方で、多くの事例では感染者は周囲の人にほとんど感染させていない。
- 発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える人が多い。また、季節性インフルエンザよりも入院期間が長くなる事例が報告されている。
- 罹患しても軽症であったり、治癒する例も多い。重症度としては、致死率が極めて高い感染症ほどではないものの、季節性インフルエンザと比べて高いリスクがある。特に、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高い。
- インフルエンザのように有効性が確認された抗ウイルス薬がなく、対症療法が中心である。また、現在のところ、迅速診断用の簡易検査キットがない。
- 一方、治療方法については、他のウイルスに対する治療薬等が効果的である可能性がある。

3. 現時点での対策の目的

- ・感染拡大防止策で、まずは流行の早期終息を目指しつつ、患者の増加のスピードを可能な限り抑制し、流行の規模を抑える。
- ・重症者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- ・社会・経済へのインパクトを最小限にとどめる。

4. 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の重要事項

(1) 国民・企業・地域等に対する情報提供

- ① 国民に対する正確で分かりやすい情報提供や呼びかけを行い、冷静な対応を促す。
 - ・発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供
 - ・手洗い、咳エチケット等の一般感染対策の徹底
 - ・発熱等の風邪症状が見られる場合の休暇取得、外出の自粛等の呼びかけ
 - ・感染への不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることになること等の呼びかけ等
- ② 患者・感染者との接触機会を減らす観点から、企業に対して発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、テレワークや時差出勤の推進等を強力に呼びかける。
- ③ イベント等の開催について、現時点で全国一律の自粛要請を行うものではないが、専門家会議からの見解も踏まえ、地域や企業に対して、イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請する。
- ④ 感染が拡大している国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。
- ⑤ 国民、外国政府及び外国人旅行者への適切迅速な情報提供を行い、国内での感染拡大防止と風評対策につなげる。

(2) 国内での感染状況の把握（サーベイランス（発生動向調査））

ア) 現行

- ① 感染症法に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認める PCR 検査を実施する。患者が確認された場合には、感染症法に基づき、積極的疫学調査により濃厚接触者を把握する。
- ② 地方衛生研究所をはじめとする関係機関（民間の検査機関を含む。）における検査機能の向上を図る。
- ③ 学校関係者の患者等の情報について都道府県の保健衛生部局と教育委員会等部局との間で適切に共有を行う。

イ) 今後

- 地域で患者数が継続的に増えている状況では、入院を要する肺炎患者の治療に必要な確定診断のための PCR 検査に移行しつつ、国内での流行状況等を把握するためのサーベイランスの仕組みを整備する。

(3) 感染拡大防止策

ア) 現行

- ① 医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行う。
地方自治体が、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査等により、個々の患者発生をもとにクラスター（集団）が発生していることを把握するとともに、患者クラスタ

一（集団）が発生しているおそれがある場合には、確認された患者クラスター（集団）に関係する施設の休業やイベントの自粛等の必要な対応を要請する。

- ② 高齢者施設等における施設内感染対策を徹底する。
- ③ 公共交通機関、道の駅、その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

イ) 今後

- ① 地域で患者数が継続的に増えている状況では、
 - ・積極的疫学調査や、濃厚接触者に対する健康観察は縮小し、広く外出自粛の協力を求める対応にシフトする。
 - ・一方で、地域の状況に応じて、患者クラスター（集団）への対応を継続、強化する。
- ② 学校等における感染対策の方針の提示及び学校等の臨時休業等の適切な実施に関して都道府県等から設置者等に要請する。

(4) 医療提供体制（相談センター／外来／入院）

ア) 現行

- ① 新型コロナウイルスへの感染を疑う方からの相談を受ける帰国者・接触者相談センターを整備し、24時間対応を行う。
- ② 感染への不安から帰国者・接触者相談センターへの相談なしに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることになる。このため、まずは、帰国者・接触者相談センターに連絡いただき、新型コロナウイルスへの感染を疑う場合は、感染状況の正確な把握、感染拡大防止の観点から、同センターから帰国者・接触者外来へ誘導する。
- ③ 帰国者・接触者外来で新型コロナウイルス感染症を疑う場合、疑似症患者として感染症法に基づく届出を行うとともにPCR検査を実施する。必要に応じて、感染症法に基づく入院措置を行う。
- ④ 今後の患者数の増加等を見据え、医療機関における病床や人工呼吸器等の確保を進める。
- ⑤ 医療関係者等に対して、適切な治療法の情報提供を行うとともに、治療法・治療薬やワクチン、迅速診断用の簡易検査キットの開発等に取り組む。

イ) 今後

- ① 地域で患者数が大幅に増えた状況では、外来での対応については、一般の医療機関で、診療時間や動線を区分する等の感染対策を講じた上で、新型コロナウイルスへの感染を疑う患者を受け入れる（なお、地域で協議し、新型コロナウイルスを疑う患者の診察を行わない医療機関（例：透析医療機関、産科医療機関等）を事前に検討する。）。あわせて、重症者を多数受け入れる見込みの感染症指定医療機関から順に帰国者・接触者外来を段階的に縮小する。

風邪症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、相談センター又はかかりつけ医に相談した上で、受診する。高齢者や基礎疾患を有する者については、重症化しやすいことを念頭において、より早期・適切な受診につなげる。

風邪症状がない高齢者や基礎疾患を有する者等に対する継続的な医療・投薬等については、感染防止の観点から、電話による診療等により処方箋を発行するなど、極力、医療機関を受診しなくてもよい体制をあらかじめ構築する。

- ② 患者の更なる増加や新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた、病床や人工呼吸器等の確保や地域の医療機関の役割分担（例えば、集中治療を要する重症者を優先的に受け入れる医療機関等）など、適切な入院医療の提供体制を整備する。
- ③ 院内感染対策の更なる徹底を図る。医療機関における感染制御に必要な物品を確保する。
- ④ 高齢者施設等において、新型コロナウイルスへの感染が疑われる者が発生した場合には、感染拡大防止策を徹底するとともに、重症化のおそれがある者については円滑に入院医療につなげる。

(5) 水際対策

国内への感染者の急激な流入を防止する観点から、現行の入国制限、渡航中止勧告等は引き続き実施する。

一方で、検疫での対応については、今後、国内の医療資源の確保の観点から、国内の感染拡大防止策や医療提供体制等に応じて運用をシフトしていく。

(6) その他

- ① マスクや消毒液等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。
- ② マスク等の国民が必要とする物資が確保されるよう、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者に冷静な対応を呼びかける。
- ③ 国際的な連携を密にし、WHO や諸外国の対応状況等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的に WHO 等の関係機関と共有し、今後の対策に活かしていく。
- ④ 中国から一時帰国した児童生徒等へ学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ⑤ 患者や対策に関わった方々等の人権に配慮した取組を行う。
- ⑥ 空港、港湾、医療機関等におけるトラブルを防止するため、必要に応じ警戒警備を実施する。
- ⑦ 混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

5. 今後の進め方について

今後、本方針に基づき、順次、厚生労働省をはじめとする各府省が連携の上、今後の状況の進展を見据えて、所管の事項について、関係者等に所要の通知を発出するなど各対策の詳細を示していく。

地域ごとの各対策の切替えのタイミングについては、まずは厚生労働省がその考え方を示した上で、地方自治体が厚生労働省と相談しつつ判断するものとし、地域の実情に応じた最適な対策を講ずる。なお、対策の推進に当たっては、地方自治体等の関係者の意見をよく伺いながら進めることとする。

事態の進行や新たな科学的知見に基づき、方針の修正が必要な場合は、新型コロナウイルス感染症対策本部において、専門家会議の議論を踏まえつつ、都度、方針を更新し、具体化していく。